

平成31年度助成事業の一部改正（案）について

■ 平成31年度助成事業の見直し概要

収支均衡の予算編成を目指して、これまで順次、助成事業や管理経費の見直しを進めてきましたが、県の補助金が増加する一方で、ドライブレコーダ等現行の助成事業の申請件数、金額とも減少していること、また、ドライバー不足の深刻化など新たな課題のために対策が求められているなど状況の変化が見られることから、助成事業の内容を一部見直しするとともに、会員や協会の事務処理の効率化等を図るために申請手続き及び申請期限を見直します。

1 助成金額等内容の見直しを行うもの

①運行管理者講習受講料助成制度

(予算額 3,600千円 → 6,420千円)

生産性を向上させ、働き方改革を推進する上で、優れた運行管理者の育成・確保が極めて重要なことから、これまで助成の対象にしていた一般講習に加え、資格取得前の基礎講習についても受講料の一部助成制度を設ける。

改正後	(助成対象及び助成金額) <u>基礎講習</u> 助成額4,700円 受講者負担額4,000円 一般講習 助成額2,100円 受講者負担額1,000円 (助成対象受講機関) <u>基礎講習</u> <u>自動車事故対策機構(岡山支所)、玉野自動車教習所</u> 一般講習 自動車事故対策機構(岡山支所、広島主管支所、鳥取支所) 玉野自動車教習所
現行	(助成対象及び助成金額) 一般講習 助成額2,100円 受講者負担額1,000円 (助成対象受講機関) 一般講習 自動車事故対策機構(岡山支所、広島主管支所、鳥取支所) 玉野自動車教習所

※ 31年度内に消費増税が実施される場合は、受講者負担額が千円単位となるよう協会による助成額を見直します。

②人材確保活動助成制度（予算額 1,000千円 → 1,500千円）

ドライバー不足が深刻化しているなか、人材確保活動をおこなっている事業者に対して、より一層の活動促進を図るため、助成単価を増額するとともに助成対象を追加する。

<p>改正後</p>	<p>(助成対象活動)</p> <p>当該年度4月1日から3月25日までに実施する以下の活動</p> <p>(1) 企業説明会の開催</p> <p>(2) インターンシップ事業の実施（受け入れ期間は1日又は2日間とする。）</p> <p><u>(3) 自社ホームページの新規立ち上げ又はリニューアルに伴う採用専用サイトの作成</u></p> <p><u>(4) 自社PR動画又は自社パンフレットの作成</u></p> <p>(助成金の金額)</p> <p>1 経費の上限<u>10万円</u>までとし、1事業者あたり1回を限度</p> <p>2 企業説明会は、複数事業者及び複数営業所が共同開催する場合若しくは、合同企業説明会に参加する場合も助成対象</p> <p>3 企業見学会を開催する場合も助成対象に含む</p> <p><u>4 既存の自社ホームページをスマートフォン対応版にする場合も助成対象</u></p> <p><u>5 CM及び広告媒体等への掲載料については助成対象外</u></p>
<p>現 行</p>	<p>(助成対象活動)</p> <p>当該年度4月1日から3月25日までに実施する以下の活動</p> <p>(1) 企業説明会の開催</p> <p>(2) インターンシップ事業の実施（受け入れ期間は1日又は2日間とする。）</p> <p>(助成金の金額)</p> <p>1 経費の<u>1/3、上限5万円</u>とし、1事業者あたり1回を限度</p> <p>2 企業説明会は、複数事業者及び複数営業所が共同開催する場合若しくは、合同企業説明会に参加する場合も助成対象</p> <p>3 企業見学会を開催する場合も助成対象に含む</p>

③トラックドライバー等安全教育訓練助成制度

(全ト協協調助成制度 岡ト協予算 2,000千円 → 1,000千円)

対象研修施設として指定研修施設を5施設追加する。この追加により、対象施設は、特定研修施設2施設、指定研修施設14施設に拡充される。

改正後	<p>(指定研修施設)</p> <p><u>ドライビングアカデミー千葉</u></p> <p><u>ドライビングアカデミー小田原</u></p> <p><u>ドライビングアカデミーABOSHI</u> (兵庫県)</p> <p><u>ドライビングアカデミー石原</u> (愛媛県)</p> <p><u>ドライビングアカデミーMIYUKI</u> (宮崎県)</p> <p>(以上5施設を対象に追加)</p> <p>クレフィール湖東交通安全研修所 外8施設</p>
現 行	<p>(指定研修施設)</p> <p>クレフィール湖東交通安全研修所 外8施設</p>

④ドライブレコーダー機器導入促進助成制度

(予算額 20,000千円 → 15,000千円)

機器の導入が進んだことにより全日本トラック協会の助成が全廃されるのにあわせ、助成対象となる機器を見直す。

事務所用機器については、助成対象としている協会が全国的に極めて少数で申請件数も少ないこと、又簡易型・標準型については、申請件数が過去5年間で激減しており一定程度普及が進んだとみられることからいずれも対象外とし、高性能機種への誘導を促進する。

なお、会員の申請事務の簡素化を図るため、実績申請方式に変更する。(後述)

改正後	<p>(助成対象機器)</p> <p>1 ドライブレコーダー車載器 運行管理連携型</p> <p>2 デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器</p> <p>(助成額)</p> <p>1 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円</p> <p>2 1会員あたりの限度額は、<u>60万円</u></p>
-----	--

現 行	<p>(助成対象機器)</p> <p>1 ドライブレコーダー車載器 <u>簡易型</u> <u>標準型</u> 運行管理連携型</p> <p>2 デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器</p> <p>3 <u>事務所用機器</u></p> <p>(助成額)</p> <p>1 ドライブレコーダー車載器 簡易型 <u>1台あたり本体購入価格の1/2 上限1万円</u> 標準型 <u>1台あたり本体購入価格の1/2 上限2万円</u> 運行管理連携型 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円</p> <p>2 デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダー一体型機器 1台あたり本体購入価格の1/2 上限3万円</p> <p>3 事務所用機器 <u>経費の1/2 上限10万円</u></p> <p>4 1会員あたりの限度額は、<u>前項の機器を併せて150万円</u></p>
-----	--

⑤技能講習助成制度

(予算額 1,400千円 → 900千円)

助成金額について、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部未加入者への取扱いを明確化する。

改正後	<p>(助成金の金額)</p> <p>助成金額は、1名につき4,000円 <u>ただし、フォークリフト運転技能講習について、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部への未加入の会員にあっては、1名につき3,000円</u></p>
現 行	<p>(助成金の金額)</p> <p>助成金額 1名につき4,000円 <u>(岡ト協3,000円、陸災防1,000円)</u></p>

⑥最新規制適合車導入促進助成制度

(予算額 44,000千円 → 40,000千円 ※低公害車含む)

中型車への被害軽減ブレーキ装置の標準装備化や荷役作業の作業効率等を図るためのテールゲートリフター導入により、中型車の積載量が4トン未満になることが発生していることから、助成額決定の基準となる最大積載量について、低公害車等の取扱いにあわせ、登録後の積載量から架装等による減トン前積載量に改める。

また、会員の申請事務の簡素化のため、実績申請方式に変更するとともに、申請及び請求受付期間を変更する。(後述)

改正後	(助成金) 最大積載量 2トン以上4トン未満 3万円 4トン以上8トン未満 7万円 8トン以上 11万円 注) 上記の最大積載量は、 <u>架装等による減トン前の積載量</u>
現 行	(助成金) 最大積載量 2トン以上4トン未満 3万円 4トン以上8トン未満 7万円 8トン以上 11万円 注) 上記の最大積載量は、 <u>登録後の最大積載量</u>

⑦準中型免許取得助成制度

(全ト協単独助成制度 予算額 150千円 → 150千円)

対象者の採用時期等を年次調整するとともに、事業者ごとの上限を倍増する。

改正後	(助成金交付要件) 下記①～④のすべての要件を満たす場合 ①事業者が、 <u>平成30年4月1日以降に</u> 、運転者を採用 ②運転者は、平成元年6月2日以降の生まれ ③運転者が、 <u>平成30年4月1日以降に</u> 指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得 ④運転者が、申請時に事業者 ^に 在籍し、運転者として従事
-----	---

改正後	<p>(助成額)</p> <p>①新規取得 上限 40千円</p> <p>②限定解除 上限 25千円</p> <p>③1事業者 上限<u>200千円</u></p>
現 行	<p>(助成金交付要件)</p> <p>下記①～④のすべての要件を満たす場合</p> <p>①事業者が、<u>平成29年4月1日以降</u>に、運転者を採用</p> <p>②運転者は、平成元年6月2日以降の生まれ</p> <p>③運転者が、<u>平成29年4月1日以降</u>に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得</p> <p>④運転者が、助成金申請時に事業者に在籍し、運転者として従事</p> <p>(助成額)</p> <p>①新規取得 上限 40千円</p> <p>②限定解除 上限 25千円</p> <p>③1事業者 上限<u>100千円</u></p>

2 その他

①申請方式及び申請期限の見直しを行う助成制度

(1) 申請方式の改正

岡ト協助成金の交付については、これまで原則として

ア 事業着手前の交付申請→交付決定

イ 事業完了後の実績報告→助成金交付

の方式とし、例外的に事後の交付申請・実績報告→助成金交付方式を採用しているが、申請手続きの簡素化を図り、助成制度の活用を促進する観点から、事前の申請方式を廃止し、原則として事業完了後の交付申請兼実績報告→助成金交付の方式に改めることとする。

但し、全ト協との協調助成や全ト協単独助成制度であって、なお、事前申請が必要なものについては従前のおりとして改正は行わない。

(申請方式を改正する助成制度)

ドライブレコーダー機器導入促進助成金

可動式突入防止装置導入促進助成金

衝突被害軽減ブレーキ導入促進助成金
最新規制適合車導入促進助成金

(2) 申請期限の改正

助成金の申請期限は、個々の助成制度により異なっているが、最も遅い3月25日期限の制度では申請が最後に集中し、決算時期とも重なり助成金の支払いに支障を来す事態もあることから、申請期限を前倒しし、3月15日を最終期限とするよう、改正することとする。

(申請期限を改正する助成制度)

可動式突入防止装置導入促進助成金
衝突防止補助装置導入促進助成金
テールゲートリフター導入促進助成金
低公害車導入促進助成金
最新規制適合車導入促進助成金
エコタイヤ及び再生タイヤ導入促進助成金
グリーン経営認証制度促進助成金
信用保証料助成金（経済変動対策等、運転資金等）
従業員研修助成金
大型・中型・けん引免許取得助成金

②改元に伴い申請様式を見直す助成制度

平成31年4月30日に平成天皇が退位され新天皇が翌日即位、同日改元の日程が決定していることから、現行の協会の要綱等で定める様式中の元号表現を削除する。なお、年度中途の改元に伴う混乱を避けるため、4月1日に改正を実施する。

(改正の内容)

関係規程等の様式中、平成の元号表現を削除する。

平成 年 月 日 → 年 月 日

平成 年度 → 年度

(改元に関し様式を改正する助成制度)

技能講習助成金交付要綱
安全装置等導入促進助成金交付要綱
ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱
可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱
テールゲートリフター導入促進助成金交付要綱

衝突防止補助装置導入促進助成金交付要綱
健康起因事故防止対策検査受信料助成金交付要綱
低公害車導入促進助成金交付要綱
最新規制適合車導入促進助成金交付要綱
エコタイヤ及び再生タイヤ導入促進助成金交付要綱
アイドリングストップ支援機器導入助成要綱
グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱
運転資金等の調達に係る信用保証料助成金交付要綱
経済変動対策等に係る信用保証料助成金交付要綱
中小企業大学校講座受講促進助成金交付要綱
従業員研修助成金交付要綱
トラックドライバー等安全教育訓練促進助成制度要領
大型・中型・けん引免許取得助成金交付要綱
人材確保活動助成金交付要綱

なお、上記以外の全ト協単独助成制度に基づき岡ト協で作成している
様式については全日本トラック協会の例による。